

緊急事態宣言発令に伴う健康診断及び関連業務の再開について

当協会では、政府による緊急事態宣言の発令を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と受診者様や職員の安全確保のため、2020年4月18日（土）より2020年5月10日（日）まで健康診断及び関連業務を休止してまいりました。受診者様及び関係各所にはご不便とご迷惑をおかけしていましたが、この度、2020年5月11日（月）より、営業を再開させていただきます。なお、再開に際しましては、新型コロナウイルス感染防止に配慮し、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、下記に示す受診環境を確保し健診機関として適切な感染症対策に努めてまいります。

【新型コロナウイルス感染防止に配慮した受診環境の確保について】

○基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策として、いわゆる「3密」（密閉・密集・密接）を可能な限り回避した受診環境の確保に努めます。

○受診環境への配慮

- ・受診者様、健診スタッフ相互の安全確保のため、健康診断の遂行上、特に必要のある場合を除き、健診会場ではマスク着用を原則とします。また、健診スタッフは必要に応じてフェイスシールドの着用、あるいはアクリルボードやビニールシールド等で飛沫防止に努め、私語はご遠慮いただくようお願いさせていただきます。
- ・感染拡大防止のため、発熱やかぜ症状があるなど健診受診者として不適当*と判断した場合は、受診者様に説明した上で、後日の受診とします。
- ・「密集」を避けるため、受診者様の健診会場（健診センターを含む）・健診バスへの入場制限や予約の調整を行います。
- ・「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健康診断に要する時間を可能な限り短縮します。
- ・受診者様と健診スタッフが対面で話す際は、適切な距離を確保するように配慮をします。
- ・健診会場・健診バス等の換気は、窓やドアを開けるなどをして定期的に行います。
- ・健診スタッフは、アルコール消毒液等により手指の消毒を励行します。
- ・健診会場・健診バス等で受診者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒液又は 次亜塩素酸ナトリウム消毒液により清拭し環境衛生に努めます。

※詳細は「新型コロナウイルス感染症対策について受診者皆様へのお願い」Ver.2 を参照